

# 平成 31 年度税制改正に関する要望

公明党・総務部会

平成 30 年 11 月 8 日

全国町村議会議長会

## 平成31年度税制改正に関する要望

平成30年11月8日  
全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- 2 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
- 3 幼児教育の無償化や待機児童の解消など消費税率10%引上げの財源を活用した社会保障施策の具体化にあたっては、地方と十分協議するとともに、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。  
また、消費税率引上げまでの間においても、町村における社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。
- 4 消費税率10%時における軽減税率制度の導入にあたっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、安定的な恒久財源を確実に確保すること。
- 5 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 6 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、その充実・確保を前提として検討を行うとともに、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。
- 7 地方法人課税における偏在是正のための新たな措置を検討するにあたっては、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等を踏まえるとともに、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること。
- 8 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。  
なお、平成30年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの期間内であっても対象の拡充は断じて行わないこと。

9 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

10 自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行うにあたっては、安定的な財源の確保等に配慮し、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を来さないことを前提とすること。

また、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税に関し、適用期限到来後の見直しを行うにあたっては、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

さらに、消費税率10%への引上げ時に、自動車税・軽自動車税に係る環境性能割の導入を確実に実施するとともに、その導入にあたっては、技術開発の動向や町村財政への影響等を踏まえ、税率区分の見直しを行うこと。

加えて、軽自動車税のグリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入以後の見直しを行うにあたっては、税収の確保に十分留意すること。

11 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

12 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

13 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

14 平成31年度税制改正において創設されることとなった森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、新たな森林管理システム下における都道府県と市町村の役割分担、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう、必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた取組を進めること。

また、森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等に係る歳出を地方財政計画に的確に反映させること。